

木造住宅解体工事費補助制度

対象となる住宅

次に掲げる全ての要件を満たす木造住宅

1. 延べ床面積 30 m²以上のもの
2. 次のいずれかの診断結果に該当するもの
 - ・ **市の無料耐震診断**の判定値が 1.0 未満と診断されたもの
 - ・ **容易な耐震診断**により 倒壊の危険性があると判断されたもの
3. 同一敷地内において、市の耐震化促進に関する各種補助金の交付を受けていないもの

⚠ 申請前に契約・着工・工事完了の場合、補助金の対象となりません

対象となる工事

対象となる住宅の 一棟全てを解体する工事

(ただし、昭和56年6月1日以降に増築された部分については除外することができます。)

申込受付期間:12月末日まで ※末日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日

補助金額

解体工事費(対象項目のみ)の23%に相当する額、又は30万円のいずれか小さい額

(参考例)

解体工事費(対象項目のみ)が150万円の場合、23%に相当する額は $150 \text{万円} \times 0.23 = 34.5 \text{万円}$ 。上限30万円の方が小さい額となるので、補助金額は30万円。

豊橋市役所 建設部 建築物安全推進課 TEL: 0532-51-2375

申請から補助金支払いまで

申請から補助金支払いまでの流れと提出書類を確認して、
提出・連絡漏れのないよう注意してください！

木造住宅無料耐震診断の結果
判定値 1.0 未満

申請受付は4月中旬からです。
※予算件数に達した時点で締め
切らせていただきます

① 補助金の交付申請

まずは申請をし、
補助金交付決定通知後に、
契約→工事着手として下さい！

着手届に契約書等の写しと、建設
リサイクル法届出書の受領票の写
しを添付してください

② 着手届の提出

③ 工事の着工

交付決定通知書の記載日から
30日以内に着工してください

工事完了後、更地となった状態
の写真を撮影してください

④ 工事の完了

⑤ 事業実績報告書の提出

工事完了の日から起算して 30日以内、
又は交付決定のあった日の属する年度の
2月末日までのいずれか早い日までに提
出して下さい。

補助金請求書の提出から
1ヶ月程度で補助金を振
込みます

⑥ 補助金の請求